

横浜市医師会保土谷看護専門学校情報公開規程

平成 19年4月1日制定

(目的)

第1条 横浜市医師会保土谷看護専門学校の運営状況に関する情報公開について必要な事項を定める。

(公開の対象文書)

第2条 学校の運営に係る次の文書を公開文書とする。

- (1) 事業報告書
- (2) 資金収支計算書
- (3) 資金収支予算書

2 前項の公開対象文書は、学校長が定める別添の様式をもって公開する。

(公開の対象者)

第3条 公開の対象者は、この学校の在学生又はその保護者、卒業生又はその保護者、教職員、債権者又は抵当権者並びに入学希望者又はその保護者とする。

(公開の原則)

第4条 公開の対象者から対象文書につき情報公開請求があったときは、正当な理由がある場合を除き公開するものとする。

(公開の請求)

第5条 情報公開の請求者は、情報公開請求書を学校長に提出しなければならない。

2 学校長は、請求者に対し請求日から15日以内に公開、非公開の決定を行い、決定通知書を交付する。

3 学校長は、公開の決定をしたときは、期日を指定し公開を実施する。

なお、公開の実施は、対象文書の閲覧または写しの交付により行う。

(公開情報の使用)

第6条 情報公開の請求者は、閲覧又は写しの交付により得られた情報を適正に使用しなければならない。

(費用の負担)

第7条 公開に要する費用は請求者の負担とし、別に学校長が定める。

(規定の変更)

第8条 この情報公開規程の変更は、学校長が行う。

付則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。